

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施を図る観点から、未届施設を含む有料老人ホームの運営の実態を明らかにするとともに、有料老人ホームにおける管理・運営状況、都道府県等による有料老人ホームに対する指導監督の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

厚生労働省、国土交通省、消費者庁

(2) 関連調査等対象機関

都道府県 (17)、市町村 (13)、有料老人ホーム (160) (※)、関係団体等

(※) 調査対象とした有料老人ホームの状況は以下のとおり。

(単位：施設)

区 分	介護付	住宅型	サ高住	未届施設	合 計
株式会社	25	34(10)	22	20	101
有限会社	4	7(5)	0	14	25
医療法人	3	2	5	2	12
特定非営利活動法人	0	1(1)	1	9	11
財団法人・社団法人	0	0	2	2	4
社会福祉法人	0	1	2	0	3
その他	1	1	0	2	4
合 計	33	46(16)	32	49	160

- (注) 1 「介護付」は介護付有料老人ホーム、「住宅型」は住宅型有料老人ホーム、「サ高住」は有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を指す。
2 「その他」は、生活協同組合、合同会社又は個人経営である。
3 () 内は内数で、かつて未届であったものの数を示す。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 (北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

四国行政評価支局

行政評価事務所 (福島、群馬、千葉、東京、山梨、富山、島根、佐賀)

4 実施時期

平成 27 年 4 月～28 年 9 月